

高等法院

イングランド・ウェールズ 事業・財産裁判所

会社裁判所（衡平法部）

BRITANNIA STEAM SHIP INSURANCE ASSOCIATION LIMITED および

BRITANNIA STEAM SHIP INSURANCE ASSOCIATION EUROPE M.A. に関する事項

ならびに 2000 年金融サービス市場法に関する事項の申請

本事業譲渡計画条件の概要告知書
および
独立専門家による本譲渡計画報告書の要旨

2000 年金融サービス市場法第 7 編に基づく Britannia Steam Ship Insurance Association Limited（「ブリタニヤ」）の保険および再保険事業全体の Britannia Steam Ship Insurance Association Europe m.a.（「ブリタニヤヨーロッパ」）への譲渡提案について。

はじめに

1. 裁判所の承認を受ける保険事業譲渡計画に従い、ブリタニヤの（再）保険事業全体のブリタニヤヨーロッパへの譲渡を提案中です（「本事業譲渡計画」）。本事業譲渡計画の条件概要を以下に記載します。本事業譲渡計画全文の写しは、<https://britanniapandi.com/part-vii-transfer> でご覧いただけます。
2. 提案中の事業譲渡は、2020 年 1 月 31 日に実施された英国の欧州連合離脱（「EU 離脱」）に対応するブリタニヤの計画の一部を構成するものです。ロンドン本社が英国の認可を受けているため、現在ブリタニヤは、欧州経済領域（EEA）の「パスポート権」の恩恵を享受しており、EEA 域内でさらに認可を受ける必要なく、（再）保険契約の引受およびサービシングが可能です。EU 離脱の招く結果により、2020 年 12 月 31 日の移行期間終了後、ブリタニヤは現在の「パスポート権」を失うこと

を予期しています。提案中の譲渡は、移行期間の終了後も確実に、EEA 域内で既存の（再）保険契約のサービシングの続行と新たな保険業務の引受を可能にする意図によるもので、単独の保険会社という組織構造に立ち戻ることにより、2社分の事業費、コンプライアンスコスト、事務管理費を節約し、より効率的なソルベンシー資本要件の管理が可能となります。

3. ブリタニヤヨーロッパは、ルクセンブルクで 2018 年 11 月に設立登記された相互保険組合で、ルクセンブルクの保険会社として認可を受けています。ブリタニヤヨーロッパは、現在のところ EEA 域内パスポート制度に基づく認可を受けた支店を英国に置いていますが、移行期間終了後は英国の一時許可制度による認可を受け、全面的な認可を待つこととなります。日本、香港およびシンガポールのブリタニヤ支店については、ブリタニヤヨーロッパが対応する各法域の支店の認可を取得しようとする過程にあります。
4. 譲渡の対象とする事業は、ブリタニヤが（再）保険者であるすべての（再）保険契約を含め、ブリタニヤの出再保険契約、その他あらゆるブリタニヤの契約、資産および債務をすべて合わせたブリタニヤの（再）保険事業全体で構成されます。ただし、本事業譲渡計画の条件に従い、譲渡から明示的に除外するものは除きます（「譲渡対象事業」）。譲渡対象事業に含まれる（再）保険契約は、ブリタニヤが随時さまざまな組織を通して引受けてきたものです。ブリタニヤヨーロッパに移転する出再保険契約および手配には、とりわけ、国際 P&I グループメンバー間の本件プーリング契約および国際 P&I グループがメンバーのために完了したあらゆる出再保険手配に基づくブリタニヤの権利および義務が含まれます。
5. 提案中の事業譲渡は、2000 年金融サービス市場法（「FSMA 2000」）第 7 編に従い、イングランド・ウェールズ高等法院（「裁判所」）が事業譲渡計画を承認する命令を付与することが条件づけられています。裁判所は、すべての状況において適切であると見なした場合に限って、提案中の譲渡を承認することとなります。
6. 裁判所による本事業譲渡計画の承認を前提として、提案中の事業譲渡は 2021 年 2 月 20 日に発効します。ただし、ブリタニヤの事業で日本、香港およびシンガポールの支店を通して運営管理される部分については、それらの法域のいずれかに対応するブリタニヤヨーロッパの支店がすべての必要な承認および認可をその日付より前に受けていない場合、後日譲渡される可能性があります。
7. このプロセス中、ブリタニヤでは健全性監督機構（「PRA」）および金融行為規制機構（「FCA」）と緊密に協議しながら作業を進めており、両機構は提案中の譲渡について、その目的を顧慮しながら評価中です。PRA および FCA はそれぞれ、提案中の譲渡に関する報告書を裁判所に提出することとなります。
8. 提案中の譲渡が効力を生じるための法的手続きでは、裁判所の承認に加え、提案中の譲渡により生じる可能性の高い影響について、独立専門家が意見を述べることも義務付けられています。本事業譲渡計画に関する独立専門家として、Grant Thornton UK LLP の Simon Sheaf（サイモン・シーフ）氏（「独立専門家」）を任命し、PRA

が FCA との協議を通じて同氏の任命を承認しました。独立専門家は、本事業譲渡計画に関する報告書（「**本譲渡計画報告書**」）を作成しました。その最も重要な結論は、本事業譲渡計画による重大な悪影響を受ける保険契約者は存在せず、本事業譲渡計画を進行すべきでない理由はないというものです。本譲渡計画報告書の要旨を以下に記載します。報告書全文の写しは、<https://britanniapandi.com/part-vii-transfer/> でご覧いただけます。

裁判所聴取会と反論について

9. 本事業譲渡計画を検討する裁判所聴取会は、Rolls Building, 7 Rolls Buildings, Fetter Lane, London EC4A 1NL（所在地）内の裁判所で行われる予定です。
10. 提案中の譲渡により、悪影響を受けるとお考えのすべての方は、予定される裁判所聴取会にご参加いただき、ご本人または代弁者の法定弁護士もしくは事務弁護士が異議を表明する権利があります。保険契約者または保険契約者代理人が裁判所聴取会への出席を予定される場合、聴取会の日付または会場などに変更があればその保険契約者にお知らせするため、可能な限り早急に、できれば聴取会の 10 営業日前までにご連絡いただくよう、その保険契約者の方をお願いいたします。
11. 本事業譲渡計画に反対する、または本事業譲渡計画により悪影響を受ける可能性があるとお考えで、聴取会への出席を希望されないすべての方は、ブリタニヤおよびブリタニヤヨーロッパへの書面で **Tindall Riley (Britannia) Limited, Regis House, 45 King William Street, London EC4R 9AN**（郵便宛先）宛にご通知いただくか、**+44 (0)20 7407 3588** へのお電話で、本事業譲渡計画に関する異議を表明することができます。いずれの場合も可能な限り早急に、できれば **2021 年 1 月 22 日**までにご連絡ください。すべての異議は、聴取会の席上、裁判所に提出いたします。

本事業譲渡計画 条件概要

譲渡対象事業の譲渡

12. 裁判所による本事業譲渡計画の承認を前提として、**2021 年 2 月 20 日**発効により、移転対象非支店保険契約を含む譲渡対象非支店資産および譲渡対象非支店債務をブリタニヤヨーロッパに譲渡します。

以下の各項は、対応するブリタニヤヨーロッパの各支店が **2021 年 2 月 20 日**より前にすべての必要な認可および承認を受けた場合は同日、またはかかる認可および承認を取得した日から **10 日後**のいずれかに、ブリタニヤヨーロッパに譲渡されます。

- (a) 日本支店保険契約を含む譲渡対象日本支店資産および譲渡対象日本支店債務、
- (b) 移転対象香港支店保険契約を含む譲渡対象香港支店資産および譲渡対象香港支店債務、ならびに

- (c) 移転対象シンガポール保険契約を含む譲渡対象シンガポール支店資産および譲渡対象シンガポール支店債務。

その結果、裁判所による本事業譲渡計画の承認を前提として、2021年2月20日発効により、ブリタニヤのすべての資産および債務をブリタニヤヨーロッパに譲渡します。ただし、日本、香港またはシンガポールのブリタニヤ支店に対応するブリタニヤヨーロッパ支店がその日付までに設置されていない場合を除き、かかる支店に関する資産および債務は、対応するブリタニヤヨーロッパ支店が必要な承認を受けた後、実行可能な限り速やかにブリタニヤヨーロッパに譲渡します。

13. 譲渡の日付から、

- (a) 現在ブリタニヤが（再）保険者である（再）保険契約の移転後は、ブリタニヤヨーロッパが保険者または再保険者（場合によります。）となります。
- (b) それらの（再）保険契約は、ブリタニヤの通常定款および規則への準拠を終了し、代わりにブリタニヤヨーロッパの通常定款および規則に準拠することになります。ブリタニヤヨーロッパの通常定款は、ルクセンブルクの法的要件に従うことを条件に、すべての重要な点についてブリタニヤの通常定款を忠実に反映したものです。ブリタニヤヨーロッパはその通常定款に従い、ブリタニヤの現行規則と同一の規則を採用したため、移転される（再）保険契約に変更はありません。その結果、移転対象保険契約者は、ブリタニヤヨーロッパとの間でも事業譲渡前のブリタニヤとの間に存在した同一の権利および利益を得る資格があり、同一の義務を負うこととなります。
- (c) ブリタニヤのメンバーが2021年2月20日に保険契約を更新すると、その日付で自動的にブリタニヤヨーロッパのメンバーになります。ただし、その保険契約に関するブリタニヤ支店に対応するブリタニヤヨーロッパ支店がその日付で未設置の場合、そのメンバーは、対応する支店の設置およびその支店への上記による事業譲渡後に、ブリタニヤヨーロッパのメンバーになるものとします。

14. ブリタニヤの支店事業の譲渡完了を待って、ブリタニヤの出再保険契約をブリタニヤとブリタニヤヨーロッパの間で分割し、すべての（再）保険契約が引き続き既存の出再保険による補償の恩恵を確実に受けられるようにします。
15. 譲渡対象事業の譲渡完了により、出再保険手配を含むブリタニヤのすべての契約ならびに全資産および全債務は（特に除外されるいくつかの項目を除き）ブリタニヤヨーロッパに移転し、ブリタニヤヨーロッパの契約、資産および債務となります。
16. 保険年度2021/2022年については、ブリタニヤおよびブリタニヤヨーロッパがHydra、BoudiccaおよびUSMIAとの間で新しい出再保険契約を締結しますが、これは提案中の事業譲渡を考慮に入れて構成します。したがって、これらの契約は本事業譲渡計画に基づく移転の必要がありません。

17. 本事業譲渡計画から特に除外される項目の多くは、本事業譲渡計画の外側でブリタニヤヨーロッパに譲渡されます。
- 17.1 **Hydra** 株式会社および **USMIA** (ブリタニヤのグループ再保険者) 株式のブリタニヤヨーロッパへの譲渡については、別途取り決めてあります。
- 17.2 ブリタニヤヨーロッパとの再保険契約に不利益となる形で **Boudicca** の資産が分散しないよう確実を期すため、新たに担保権契約を締結します。
18. 何らかの理由で、譲渡の対象とする(再)保険契約(またはその他の債務)をブリタニヤヨーロッパに移転することが不可能な場合、かかる契約は移転されませんが、その代わりとしてブリタニヤヨーロッパが、かかる契約に基づいて発生するあらゆる債務についてブリタニヤを補償します。ただし、その事態の発生は想定していません。何らかの理由で、該当する譲渡日に、本事業譲渡計画に基づいてブリタニヤヨーロッパへの譲渡を意図する資産の譲渡が不可能な場合、ブリタニヤはその資産をブリタニヤヨーロッパから預託されます。
19. ブリタニヤの関与するすべての訴訟は、現在のもの、将来発生するもの、保留中のもの、開始の恐れがあるもの、その他を問わず、ブリタニヤに代わってブリタニヤヨーロッパにより/対して開始または継続され、ブリタニヤヨーロッパはブリタニヤが有したはずのあらゆる防御、請求、反対請求および相殺の権利を有することになります。
20. 事業譲渡前に完全に充足されない判決、和解、命令または裁定があれば、すべてブリタニヤに代わってブリタニヤヨーロッパにより/対して執行可能となります。
21. 本事業譲渡計画に基づいて移転する(再)保険契約に関する保険料の払込は、すべてブリタニヤの代わりにブリタニヤヨーロッパに払い込むべきとなり、かかる保険料の払込について、銀行その他の仲介者への現在有効な、または準備中の指示その他の指図があれば、それはあたかもブリタニヤヨーロッパへの払込のために準備され承認されたかのように効力を有するものとします。
22. 譲渡の日付から、ブリタニヤヨーロッパがブリタニヤに代わり、譲渡対象事業に関係するデータ管理者となります。ただし、適用されるデータ保護法規により禁止または制限される範囲を除き、ブリタニヤに対して与えられた同意および情報は、ブリタニヤヨーロッパに対して与えられたものと見なされます。
23. 本事業譲渡計画は、裁判所への申請により修正できると規定されています。ただし、**PRA** および **FCA** に対してその申請について通知済であること、**PRA** が(**FCA** との協議を経て)承認した独立専門家により、提案中の本事業譲渡計画の修正によるブリタニヤの保険契約者、その他一切の者への重大な悪影響はないという(提案中の修正を検討した)同専門家の意見を確認する証明書の取得を条件とします。

本譲渡計画報告書 要旨

はじめに

1. これは、独立専門家の **Simon Sheaf** (サイモン・シーフ) 氏が、本事業譲渡計画について作成した報告書の要旨です。本譲渡計画報告書には、この要旨の中で紹介しない詳細な情報が記載されています。
2. この要旨および本譲渡計画報告書は、ブリタニヤの指示により裁判所のために、**FSMA 2000 第 7 編**規制対象事業の譲渡要件のみを目的として作成されたものです。独立専門家は、その専門知識の範囲内の事柄について、裁判所を助ける責務を裁判所に対して負います。この責務は、同氏に指示を出した者、または支払いをする者へのあらゆる義務に優先します。この要旨は、本譲渡計画報告書に明記した同一の限度を前提とし、この要旨と本譲渡計画報告書の間にも実際の、または看取された矛盾がある場合、本譲渡計画報告書が優先するものとします。
3. この要旨および本譲渡計画報告書は、裁判所のために作成され、裁判所が依拠する可能性があります。独立専門家、**Thornton UK LLP** のいずれも第三者に対して、本譲渡計画報告書またはこの要旨に関する責任または賠償責任を一切負いません。かかる第三者による本譲渡計画報告書またはこの要旨への依拠については、その全リスクを各自に負担していただきます。
4. 本項では、ブリタニヤホールディングス、ブリタニヤ、ブリタニヤヨーロッパならびにその各支店、子会社および専用再保険者（該当する場合）を総称して、「ブリタニヤグループ」と呼びます。

分析の概要

5. 本事業譲渡計画の保険契約者に対する影響を検討するにあたり、独立専門家は本事業譲渡計画の影響について、保険契約者のサポートに利用可能な財源に対する影響だけでなく、本事業譲渡計画の結果、保険契約者の体験がどう変化する可能性があるかについて、財務上以外の複数の影響も検討しました。
6. 本事業譲渡計画の財務上以外のサービスレベルへの影響で、保険契約者が体験するものを検討する独立専門家のアプローチは、本事業譲渡計画が実施されたとすればサービスの取り決めに変化が生じるかどうかを判定し、変化があるとすれば、それを本事業譲渡計画が進行しない場合に実施される取り決めと比較するという方法でした。

新型コロナウイルスの影響

7. 独立専門家の分析には、新型コロナウイルスの影響を許容する余地も含まれました。同氏はブリタニヤが算定した推定値に依拠しましたが、自身の算定がその分析にふさわしいと見なした部分については、独自に算定も行いました。ブリタニヤグループには、新型コロナウイルスの最善の予測に基づく影響と「最悪の仮定」による影

響の両方を許容する余地があり、独立専門家は同社のこの問題へのアプローチが妥当であると考えます。また、同氏は「最悪の場合」についてさらに悲観的なモデリングにより、新型コロナウイルスがブリタニヤグループに与える影響も検討しました。

8. 独立専門家の意見では、新型コロナウイルスの悲観的な「最悪の場合」の全世界的大流行の影響後も、ブリタニヤ、ブリタニヤヨーロッパおよびブリタニヤグループにはその債務の充足に十分な資産へのアクセスが可能と考えています。

譲渡対象事業 - 譲渡対象非支店事業

9. 独立専門家の意見では、譲渡対象非支店事業内の移転対象保険契約者の保障には、債務超過の場合も含め、重大な悪影響を生じることが予想されないとしており、その理由は以下の通りです。
 - (a) ブリタニヤグループ全体のソルベンシーポジションは、実質的に本事業譲渡計画による変化を受けない。譲渡対象非支店事業は、引き続きブリタニヤグループ内に存続するため、全体としてブリタニヤグループの保障および相当な規模の資本資源による恩恵を引き続き受けることができる。これは、独立専門家の本譲渡計画報告書の中で、分析および試験によって立証されている。
 - (b) ブリタニヤヨーロッパの各支店がいつ承認されるかに関係なく、独立専門家の意見では、譲渡対象非支店事業のラン・オフ期間中、保険契約者の義務を充足するのに十分な資本供給がブリタニヤヨーロッパにはあるとしている。独立専門家によれば、ブリタニヤヨーロッパの各支店の承認遅延によるソルベンシー低下は、本件最終期日までの最長 12 カ月という一時的な期間に限られるため、ブリタニヤヨーロッパがその義務を充足不能となるほどに重大な影響は予測されないという。独立専門家の意見は、同氏が行った本事業譲渡計画の実施前と実施後のブリタニヤヨーロッパのソルベンシーポジション分析に基づくもので、これは本譲渡計画報告書に記載されている。
 - (c) 譲渡対象非支店事業には、本事業譲渡計画の実施に先立つ現行の再保険による保護と同一の保護が維持されることになる。
 - (d) 独立専門家は、ブリタニヤヨーロッパが本事業譲渡計画の実施後に債務超過に陥ったとしても、本事業譲渡計画が移転対象保険契約者への重大な影響を生じることが予測しておらず、その理由は本譲渡計画報告書で論じられている。
 - (e) 独立専門家は、英国金融サービス補償機構（「FSCS」）へのアクセスについて、移転対象保険契約者への重大な影響が生じることが予測しておらず、その理由は本譲渡計画報告書で論じられている。

譲渡対象事業 - 支店事業

譲渡対象日本支店事業、譲渡対象香港支店事業または譲渡対象シンガポール支店事業が当初発効日に譲渡される場合

10. 独立専門家によれば、これらいずれの場合にもその保険契約者は、譲渡対象非支店事業と同レベルの保障の対象であるということです。したがって、独立専門家の意見では、上記の「譲渡対象非支店事業」という小項目に記載した理由により、本事業譲渡計画がそれらの保険契約者の保障に重大な悪影響を与えることはないとしています。

日本支店譲渡日が当初発効日より後になる場合

11. この状況に関する独立専門家の意見では、債務超過に陥った場合を含め、ブリタニヤ内に一時的に存続する譲渡対象日本支店事業の保険契約者の保障に本事業譲渡計画が重大な悪影響を与えることはないとしており、その理由は以下の通りです。
- (a) ブリタニヤのソルベンシーポジションは、当初発効日の時点で引き続き高いことが予測される。
 - (b) ブリタニヤの日本支店は、現地規制で義務付けられる通り、現地支店内で事業を支えるための資産を保有している。
 - (c) 譲渡対象日本支店事業は、当初発効日前の現行の再保険保護と同一の保護を維持し、本事業譲渡計画の実施後も同様である。
 - (d) ブリタニヤは、長年の伝統と定評のある P&I クラブであり、ブリタニヤグループの意図はその事業全体をブリタニヤヨーロッパに譲渡することにある。独立専門家は、一切の保険契約者グループをブリタニヤに残さないことが同社の意図であるという確認を受けている。その結果、独立専門家は、万一資金が必要となれば同社が保険契約者を引き続きサポートすることを予測している。
 - (e) 規制目的上の自己資本要件の問題がブリタニヤに生じ、それがブリタニヤグループの規制目的上の自己資本要件にも影響を与えることになった場合、ブリタニヤグループはその専用再保険者の一社から追加資金の供給を受け、規制目的上の自己資金要件を確実に充足できるようにする。独立専門家がブリタニヤグループから得た理解によれば、この状況では、ブリタニヤグループがブリタニヤに資金を供給し、ブリタニヤの規制目的上の自己資金要件も確実に充足できるようにしている。
 - (f) 規制目的上の自己資本要件の問題がブリタニヤに生じても、それに呼応する影響がブリタニヤグループの規制目的上の自己資金要件に及ぶことはない場合、独立専門家がブリタニヤグループから得た理解によれば、この状況では、ブリタニヤヨーロッパの再保険子会社がブリタニヤホールディングス経由で

ブリタニヤに資金を再分配し、ブリタニヤの規制目的上の自己資金要件を確実に充足できるようにしている。

- (g) これらの保険契約者は、ブリタニヤがその一時期に解散しようとする場合も同一の規制の対象となる。これは、本事業譲渡計画実施以前の保険契約者であるためである。
- (h) ブリタニヤがその一時期に債務超過に陥った場合も、FSCS に関する保険契約者の権利は、本事業譲渡計画の実施前にブリタニヤが債務超過に陥った場合と同一である。
- (i) 譲渡対象日本支店事業がブリタニヤヨーロッパに譲渡された後は、その保険契約者も譲渡対象非支店事業と同レベルの保障の対象となり、その時点に関する独立専門家の意見では、本事業譲渡計画がその保険契約者の保障に重大な悪影響を与えることはないとしており、これは上記の「譲渡対象非支店事業」の小項目に記載した理由による。

香港支店譲渡日が当初発効日より後になる場合

- 12. 譲渡対象香港支店事業が、ブリタニヤ内に一時的に存続することになった場合、独立専門家の分析による考えでは、ブリタニヤのソルベンシーポジションが当初発効日の時点で引き続き高いと予測されるとしています。
- 13. 独立専門家の意見では、債務超過に陥った場合を含め、ブリタニヤ内に一時的に存続する保険契約者の保障に本事業譲渡計画が重大な悪影響を与えることはないとしており、これは上記の「日本支店譲渡日が当初発効日より後になる場合」の小項目に記載した理由と同様の理由によるものです。

シンガポール支店譲渡日が当初発効日より後になる場合

- 14. 譲渡対象シンガポール支店事業が、ブリタニヤ内に一時的に存続することになった場合、独立専門家の考えでは、ブリタニヤのソルベンシーポジションが当初発効日の時点で引き続き高いと予測されるとしています。
- 15. 独立専門家の意見では、債務超過に陥った場合を含め、ブリタニヤに一時的に存続する保険契約者の保障に本事業譲渡計画が重大な悪影響を与えることはないとしており、これは上記の「日本支店譲渡日が当初発効日より後になる場合」の小項目に記載した理由と同様の理由によるものです。

その他、本事業譲渡計画による財務上の影響とは？

- 16. さらに本譲渡計画報告書の中で、独立専門家は、投資戦略、流動性ポジション（資金繰り）、事業費、年金協定、税金、新事業戦略、その他の移転という各分野に対する本事業譲渡計画の影響についても検討しています。同氏は、これらいずれの分野でも、本事業譲渡計画の結果として生じる変化で、譲渡対象事業の保険契約者に対する重大な悪影響の原因となるものを一切認めていません。

その他、本事業譲渡計画による財務上以外の影響とは？

17. 本譲渡計画報告書の中で独立専門家は、本事業譲渡計画の結果生じる変化の影響について、各規制法域、請求の処理および保険契約の事務管理、苦情の取扱い、英国のEU離脱、雇用者責任追跡局、他の法域における本事業譲渡計画の認知状況、ガバナンスおよび管理の枠組みに対する影響、別の事業譲渡提案への最近の裁定、新型コロナウイルスによる財務上以外の影響、本事業譲渡計画が発効しなかった場合の保険契約者への影響、本事業譲渡計画の実施後に英国支店を第三国支店に変更するブリタニヤヨーロッパの申請が成功しない場合の影響、本件最終期日までにブリタニヤヨーロッパの支店一カ所以上が承認を受けられなかった場合、またはシンガポール計画および香港支店更改のいずれかもしくは両方が当初有効日前に承認されなかった、もしくは発効しなかった場合の影響についても検討しました。独立専門家は、これらいずれの分野でも、本事業譲渡計画の結果として生じる変化で、保険契約者に対する重大な悪影響の原因となるものを一切認めていません。

本事業譲渡計画はメンバーの財産権に影響を生じるのか？

18. ブリタニヤは相互組合であるため、メンバーが100%保有しています。ブリタニヤのメンバーは、以下のグループから構成されます。
- (a) 外部メンバー：
- (i) 保険を目的とする参加申請が承認されたすべての者、ならびに
 - (ii) 再保険を目的とする申請が承認されたすべての者、
- (b) 内部メンバー：
- (i) 現在のブリタニヤ取締役ら、ならびに
 - (ii) ブリタニヤホールディングス。
19. 本事業譲渡計画の一環として、ブリタニヤの外部メンバーが契約を更新すると、全員がブリタニヤヨーロッパの外部メンバーとなります。
20. ブリタニヤヨーロッパでは、本事業譲渡計画の実施前に外部メンバーまたは現在のブリタニヤの内部メンバーと異なる内部メンバーの参加を想定していません。したがって独立専門家は、ブリタニヤヨーロッパの既存メンバーに対する本事業譲渡計画の影響を検討する必要が今のところありません。
21. 独立専門家がブリタニヤおよびブリタニヤヨーロッパの各通常定款のメンバー承認条件を再確認したところ、これらは実質的に同一でした。ただし同氏は、ルクセンブルクの法律に準拠する目的で、通常定款に若干の変更があったという理解をブリタニヤグループから得ています。同氏の考えでは、これらの変更がメンバーの財産権に重大な悪影響を与えることを予測していません。

22. その結果、独立専門家の意見では、本事業譲渡計画がブリタニヤの現行メンバーの財産権に重大な悪影響を与えることはないとしています。

本事業譲渡計画の再保険者への影響は？

23. 現在ブリタニヤのために存在する再保険による補償は、本事業譲渡計画の実施後、ブリタニヤヨーロッパに適用されます。その再保険は、本事業譲渡計画の実施前も実施後も同じ一連の保険契約者に補償を提供することになるため、本事業譲渡計画が進行しない場合のポジションと比較して、移転対象再保険者が付加的なリスクに晒されることは一切ありません。
24. 独立専門家は、既存の再保険契約の補償が総計形式でブリタニヤとブリタニヤヨーロッパの両方に適用されるよう、その再保険契約の文言ですでに規定されていない範囲内で改訂し、当初発効日付で有効となるという理解をブリタニヤグループから得ています。これにより、ブリタニヤ内に一時的に留まるブリタニヤの支店が引受ける保険事業も、すでに移転済の保険契約と同一の再保険による保護の恩恵を確実に受けられるようになります。ただし、これにより本事業譲渡計画が進行しない場合のポジションと比較して、移転対象再保険者が付加的なリスクに晒されることは一切ありません。
25. その結果、独立専門家の意見では、本事業譲渡計画が移転対象再保険者に重大な悪影響を与えることはないとしています。

全体としての結論

26. 独立専門家は、本事業譲渡計画ならびにその移転対象保険契約者および再保険者に対して生じる可能性の高い影響を検討しました。同氏は、いずれのグループの保険契約者または再保険者についても、本事業譲渡計画により重大な悪影響を受けることを予測しておらず、したがって本事業譲渡計画が進行するべきでない理由は見当たらないという結論に達しています。

付属書類

用語の定義

「**Boudicca**」とは、バミューダで設立された会社で、登記上の事務所を **Butterfield Bank Building, 6th Floor, 65 Front Street, Hamilton HM 12, Bermuda** に置く **Boudicca Insurance Company Limited**（会社登記番号 **22827**）を指します。

「**除外資産**」とは、以下の各項に基づく、もしくはそれらに関する、またはそれらから、もしくはそれらに関係して発生するブリタニヤのすべての権利を指します。

- (a) あらゆる除外契約、
- (b) **Hydra 株式**（疑義を避けるため付言すると、**Hydra Britannia Cell** を含みます）、または
- (c) **USMIA 株式**。

「**除外契約**」とは、以下の各項を指します。

- (a) ブリタニヤとティンドールライレーとの間に **2019 年 3 月 29 日**付で締結された業務運営契約（ただし、譲渡対象事業に関する文書、ファイル、通信、データその他の記録については、ブリタニヤ、ティンドールライレーまたはすべての第三者サービスプロバイダーの管理下にあるもの、ハードコピーと電子形式によるものを問わず、関連する一切の権利を除きます）、
- (b) 一定の現金および実質上 **Boudicca** の所有する担保について、**Boudicca** とブリタニヤの間に **2010 年 3 月 26 日**付で締結された担保権契約、
- (c) 一定の現金および実質上 **Boudicca** の所有する担保について、**Boudicca**、ブリタニヤおよびブリタニヤヨーロッパの間に締結され、**2021 年 2 月 20 日**に発効する担保権契約、
- (d) ブリタニヤ、ブリタニヤヨーロッパおよび **Hydra** の間に締結され、**2021 年 2 月 20 日**に発行する再保険契約、
- (e) ブリタニヤ、ブリタニヤヨーロッパおよび **USMIA** の間に締結され、**2021 年 2 月 20 日**に発行する再保険契約、
- (f) ブリタニヤ、ブリタニヤヨーロッパおよび **Boudicca** の間に締結され、**2021 年 2 月 20 日**に発行する再保険契約、
- (g) **Hydra** の支配下にある法律文書、
- (h) 当初発効日に移転され、**2021 年 2 月 20 日**に効力を発生するものを除く移転対象保険契約に関するブリタニヤとブリタニヤヨーロッパ間の再保険契約、ならびに

(i) 除外保険契約。

「除外債務」とは、以下の各項に基づく、もしくはそれらに関する、またはそれらから、もしくはそれらに関係して発生するブリタニヤのすべての債務を指します。

(a) あらゆる除外契約、

(b) Hydra 株式（疑義を避けるため付言すると、Hydra Britannia Cell を含みます）、

(c) USMIA 株式。

「除外保険契約」とは、ブリタニヤが（再）保険者であるすべての（再）保険契約またはそのあらゆる部分で、それに基づく何らかの債務が当初発効日、香港支店譲渡日、日本支店譲渡日またはシンガポール支店譲渡日に充足されていない、もしくは未払いであるものをいい、場合により以下のいずれかを指します。

(i) 裁判所が何らかの理由で、本事業譲渡計画または本件命令による移転を認めないと決定したもの、または

(ii) 裁判所による本件命令の付与に先立ち、本事業譲渡計画から除外するべきだということにブリタニヤおよびブリタニヤヨーロッパが合意したもの

「香港支店譲渡日」とは、

(a) 当初発効日より前にすべての必要な認可および承認を香港規制当局（保険監督当局）から受け、譲渡対象香港支店事業のブリタニヤヨーロッパ香港支店による適法な継続が可能である場合には、当初発効日を指し、またはそれに代わる、

(b) 香港規制当局（保険監督当局）が必要なすべての認可および承認を与え、譲渡対象香港支店事業のブリタニヤヨーロッパ香港支店による適法な継続が可能となる日を指します。ただし、かかる日付が本件最終期日より前であることを条件とします。

「Hydra」とは、バミューダで設立された会社で、登記上の事務所を Clarendon House, 2 Church Street, Hamilton, HM11, Bermuda に置く Hydra Insurance Company Limited（会社登記番号 34843）を指し、これは国際グループのキャプティブ再保険会社の役割を果たし、その内部に弊社国際グループの各メンバークラブが隔離口座、すなわち保護セルを持つものです。

「Hydra 再保険」とは、(i) 本件プーリング契約に基づくプールリスクおよび損失によるブリタニヤの債務および (ii) ブリタニヤ、ブリタニヤヨーロッパおよび Hydra 間で締結され 2021 年 2 月 20 日に発効する再保険契約を除き、Hydra が移転対象保険契約に関係する補償をブリタニヤに提供するすべての再保険契約を指します。

「Hydra 株式」とは、Hydra の資本中、ブリタニヤ名義で登記された普通および優先株式を指します。

「当初発効日」とは、本事業譲渡計画第 16 項を前提として、2021 年 2 月 20 日正午を意味します。

「国際グループ」とは、「国際 P&I（船主責任保険）グループ」として知られる非法人組織で、海難による賠償責任の補償を提供する多様な相互保険組合（ブリタニヤおよびブリタニヤヨーロッパを含め、随時設立されます。）から構成されるものを指します。

「日本支店譲渡日」とは、

- (a) 当初発効日より前にすべての必要な認可および承認を日本の規制当局（金融庁）から受け、譲渡対象日本支店事業のブリタニヤヨーロッパ日本支店による適法な継続が可能である場合には、当初発効日を指し、またはそれに代わる、
- (b) 2022 年 2 月 20 日正午を指します。

「本件最終期日」とは、2022 年 2 月 20 日正午を指します。

「本件プーリング契約」とは、国際グループのメンバークラブ間に 2020 年 2 月 20 日付で締結され、一定のリスクのプーリングおよび一定の損失の分担を目的とするプーリング契約、およびかかる契約のすべての補遺、変更または代替、ならびに国際グループのメンバークラブ（またはその一部）の間で随時締結された従前のあらゆるプーリング契約（その補足契約をすべて含みます。）を合わせて指します。

「シンガポール支店譲渡日」とは、

- (a) 当初発効日より前にすべての必要な認可および承認をシンガポール規制当局（シンガポール通貨監督庁）から受け、譲渡対象シンガポール支店事業のブリタニヤヨーロッパ・シンガポール支店による適法な継続が可能である場合には、当初発効日を指し、またはそれに代わる、
- (b) シンガポール規制当局（シンガポール通貨監督庁）が必要なすべての認可および承認を与え、譲渡対象シンガポール支店事業のブリタニヤヨーロッパ・シンガポール支店による適法な継続が可能となる日を指します。ただし、かかる日付が本件最終期日より前であることを条件とします。

「譲渡対象資産」とは、以下の各項を指します。

- (a) 譲渡対象非支店資産、
- (b) 譲渡対象香港支店資産、

- (c) 譲渡対象日本支店資産、ならびに
- (d) 譲渡対象シンガポール支店資産。

「譲渡対象事業」とは、以下の各項から構成されるブリタニヤの全（再）保険事業を指します。

- (a) 譲渡対象資産、ならびに
- (b) 譲渡対象債務。

「譲渡対象香港支店資産」とは、除外資産を除き、以下の各項のすべてを指します。

- (a) 移転対象香港支店保険契約に基づく、もしくは関連する、またはそこから、もしくはそれに関係して発生するブリタニヤのすべての権利、
- (b) 移転対象香港支店保険契約に関連する範囲内で、それに関する補償を提供する範囲内に限り、移転対象出再保険に基づく、もしくは関連する、またはそこから、もしくはそれに関係して発生するブリタニヤのすべての権利、ならびに
- (c) ブリタニヤの香港支店事業の継続のみに排他的に関係する範囲内で、およそ1カ月、3カ月、6カ月および12カ月を満期とする米国債、運転資本として銀行に保有するフリーキャッシュフローならびに未払い請求額用の再保険金を含めたブリタニヤの（規制目的上の自己資本を含む）資産で、

譲渡対象香港支店資産（上に列記）、譲渡対象香港支店債務または移転対象香港支店保険契約のみに排他的に関係するすべての文書、ファイル、通信、データその他の記録を含め、ハードコピーと電子形式によるものを問わず、ブリタニヤまたはその第三者サービスプロバイダーの管理下にあるものをすべて含むもの。

「譲渡対象香港支店事業」とは、以下の各項を含むブリタニヤ香港支店の（再）保険事業を指します。

- (a) 譲渡対象香港支店資産、ならびに
- (b) 譲渡対象香港支店債務。

「譲渡対象香港支店債務」とは、除外債務を除き、以下の各項のすべてを指します。

- (a) 移転対象香港支店保険契約に基づく、もしくは関連する、またはそこから、もしくはそれに関係して発生するブリタニヤのすべての債務、
- (b) 移転対象香港支店保険契約に関連する範囲内で、それに関する補償を提供する範囲内に限り、移転対象出再保険に基づく、もしくは関連する、またはそこから、もしくはそれに関係して発生するブリタニヤのすべての債務。

「**移転対象香港支店保険契約**」とは、当初発効日もしくは香港支店譲渡日（または両同日）付でブリタニヤが（再）保険者であり、ブリタニヤまたはブリタニヤに代わる者が香港でブリタニヤの香港支店を通して管理する（当初別の支店を通してブリタニヤまたはブリタニヤに代わる者が引受けた（再）保険契約を含みます。）すべての（再）保険契約で、失効した、放棄された、消滅した、または復元されたあらゆる（再）保険契約を含み、移転対象非支店保険契約、移転対象日本支店保険契約、移転対象シンガポール支店保険契約および除外保険契約を除くものを指します。

「**譲渡対象日本支店資産**」とは、除外資産を除き、以下の各項のすべてを指します。

- (a) 移転対象日本支店保険契約に基づく、もしくは関する、またはそこから、もしくはそれに関係して発生するブリタニヤのすべての権利、
- (b) 移転対象日本支店保険契約に関連する範囲内で、それに関する補償を提供する範囲内に限り、移転対象出再保険に基づく、もしくは関する、またはそこから、もしくはそれに関係して発生するブリタニヤのすべての権利、ならびに
- (c) ブリタニヤの日本支店事業の継続のみに排他的に関係する範囲内で、およそ1カ月から3年を満期とする米国債、運転資本として銀行に保有するフリーキャッシュフローならびに未払い請求額用の再保険金を含めたブリタニヤの（規制目的上の自己資本を含む）資産で、

譲渡対象日本支店資産（上に列記）のみに排他的に関係するすべての文書、ファイル、通信、データその他の記録を含め、ハードコピーと電子形式によるものを問わず、ブリタニヤまたはその第三者サービスプロバイダーの管理下にあるものをすべて含むもの。

「**譲渡対象日本支店事業**」とは、以下の各項を含むブリタニヤ日本支店の（再）保険事業を指します。

- (a) 譲渡対象日本支店資産、ならびに
- (b) 譲渡対象日本支店債務。

「**譲渡対象日本支店債務**」とは、除外債務を除く以下の各項のすべてを指します。

- (a) 移転対象日本支店保険契約に基づく、もしくは関する、またはそこから、もしくはそれに関係して発生するブリタニヤのすべての債務、
- (b) 移転対象日本支店保険契約に関連する範囲内で、それに関する補償を提供する範囲内に限り、移転対象出再保険に基づく、もしくは関する、またはそこから、もしくはそれに関係して発生するブリタニヤのすべての債務。

「**移転対象日本支店保険契約**」とは、当初発効日もしくは日本支店譲渡日（または両同日）付でブリタニヤが（再）保険者であり、ブリタニヤまたはブリタニヤに代

わる者が日本でブリタニヤの日本支店を通して管理する（当初別の支店を通してブリタニヤまたはブリタニヤに代わる者が引受けた（再）保険契約を含みます。）すべての（再）保険契約で、失効した、放棄された、消滅した、または復元されたあらゆる（再）保険契約を含み、移転対象非支店保険契約、移転対象香港支店保険契約、移転対象シンガポール支店保険契約および除外保険契約を除くものを指します。

「**譲渡対象債務**」とは、

- (a) 譲渡対象非支店債務、
- (b) 譲渡対象香港支店債務、
- (c) 譲渡対象日本支店債務、ならびに
- (d) 譲渡対象シンガポール支店債務を指し、

除外債務は含まれません。

「**譲渡対象非支店資産**」とは、ブリタニヤのすべての資産および権利で、当初発効日の時点で EEA 域内または英国内に所在するか否かを問わず、譲渡対象香港支店資産、譲渡対象日本支店資産および譲渡対象シンガポール資産ならびに除外資産を除き、以下の各項をすべて含むものを意味します。

- (a) 移転対象非支店保険契約に基づく、もしくは関する、またはそこから、もしくはそれに関係して発生するブリタニヤのすべての権利、
- (b) 移転対象非支店保険契約に関連する範囲内で、それに関する補償を提供する範囲内に限り、移転対象出再保険に基づく、もしくは関する、またはそこから、もしくはそれに関係して発生するブリタニヤのすべての権利、
- (c) 株式、証書・証券、預託金、負債、現金、派生商品、未決済の投資取引、担保権を含むあらゆる資産へのブリタニヤのすべての権利、
- (d) 合意、契約、約束、ライセンス、保証、媒介契約その他の取り決め、事由もしくは状況に基づく、関連する、またはそこから、もしくはそれに関係して発生するものを問わず、あらゆる第三者に対するブリタニヤのすべての権利、ならびに
- (e) 当初発効日の前後を問わず、当事者らが本事業譲渡計画に基づく譲渡に合意するその他あらゆる資産または権利で、

譲渡対象非支店資産（上記 (a) から (e) に列記）、移転対象非支店保険契約または譲渡対象非支店債務のみに排他的に関係するすべての文書、ファイル、通信、データその他の記録を含め、ハードコピーと電子形式によるものを問わず、ブリタニヤまたはその第三者サービスプロバイダーの管理下にあるものをすべて含めたもの。

「譲渡対象非支店事業」とは、譲渡対象香港支店事業、譲渡対象日本支店事業および譲渡対象シンガポール支店事業を除き、行われる場所を問わず、ブリタニヤの全事業から構成されるブリタニヤの（再）保険事業を指し、以下の各項が含まれます。

- (a) 譲渡対象非支店資産、ならびに
- (b) 譲渡対象非支店債務。

「譲渡対象非支店債務」とは、譲渡対象香港支店債務、譲渡対象日本支店債務および譲渡対象シンガポール債務ならびに除外債務を除き、当初発効日の時点で支払うべき場所を問わず、ブリタニヤの全債務を指し、以下の各項がすべて含まれます。

- (a) 移転対象非支店保険契約に基づく、もしくは関する、またはそこから、もしくはそれに関係して発生するブリタニヤのすべての債務、
- (b) 移転対象非支店保険契約に関連する範囲内で、それに関する補償を提供する範囲内に限り、移転対象出再保険に基づく、もしくは関する、またはそこから、もしくはそれに関係して発生するブリタニヤのすべての債務、
- (c) 株式、証書・証券、預託金、負債、現金、派生商品、未決済の投資取引、担保権を含むあらゆる資産に関する、またはそこから、もしくはそれに関係して発生するブリタニヤのすべての債務、
- (d) 合意、契約、約束、ライセンス、保証、媒介契約、その他の取り決め、事由もしくは状況に基づく、関連する、そこから生じる、またはそれに関係するものを問わず、ブリタニヤのすべての債務（不適正募集・販売および実現しなかった見積に関するあらゆる債務を含みます）。

「移転対象非支店保険契約」とは、世界のどこで締結されるかを問わず、当初発効日の時点でブリタニヤが（再）保険者であり、ブリタニヤまたはブリタニヤに代わる者が EEA 域内または英国でブリタニヤの EEA 域内もしくは英国内の一支店を通して管理する（当初別の支店を通してブリタニヤまたはブリタニヤに代わる者が引受けた（再）保険契約を含みます。）すべての（再）保険契約で、失効した、放棄された、消滅した、または復元されたあらゆる（再）保険契約を含み、移転対象香港支店保険契約、移転対象日本支店保険契約、移転対象シンガポール支店保険契約および除外保険契約を除くものを指します。

「移転対象出再保険」とは、他の保険者に責任の一部もしくは全部を移転する再保険、再々保険および／または損害賠償契約で、除外契約を除き、移転対象保険契約または本件プーリング契約による債務に関係する補償をブリタニヤに提供するものを指し、対象には以下の各項に基づくリスク、損失および債務のプールへの補償、損害賠償、その他の財産回復への権利が含まれます。

- (a) 本件プーリング契約、

- (b) Hydra 再保険、
- (c) 国際グループがそのメンバーの利益を目的として取得するあらゆる再保険、
- (d) USMIA 再保険、
- (e) Boudicca 再保険、
- (f) 本件プーリング契約から除外されるプール不可能なあらゆるブリタニヤのリスクに関するすべての再保険、
- (g) P&I 補償、船体損傷補償および燃料庫関連損失補償により構成されるブリタニヤの用船者向け事業に関するすべての再保険、
- (h) ブリタニヤと **Canopus Group Limited** の間で 2017 年 2 月 20 日に締結した超過損害率再保険契約、
- (i) オーバースピル保護追加再保険、
- (j) 表明保証再保険、ならびに
- (k) FDD（運賃、滞船料等紛争処理費用）再保険。

「**移転対象保険契約**」とは、ブリタニヤが引受け、証券発行または更改したあらゆる（再）保険契約を指し、以下の各項が含まれます。

- (a) 移転対象非支店保険契約、
- (b) 移転対象日本支店保険契約
- (c) 移転対象香港支店保険契約、ならびに
- (d) 移転対象シンガポール支店保険契約。

「**譲渡対象シンガポール支店資産**」とは、除外資産を除き、以下の各項のすべてを指します。

- (a) 移転対象シンガポール支店保険契約に基づく、もしくは関する、またはそこから、もしくはそれに関係して発生するブリタニヤのすべての権利、利益および財産、
- (b) 移転対象シンガポール支店保険契約に関連する範囲内で、それに関する補償を提供する範囲内に限り、移転対象出再保険に基づく、もしくは関する、またはそこから、もしくはそれに関係して発生するブリタニヤのすべての権利、ならびに
- (c) ブリタニヤのシンガポール支店事業の継続のみに排他的に関係する範囲内で、およそ 1 カ月、3 カ月、6 カ月および 12 カ月を満期とする米国債、運転資本

として銀行に保有するフリーキャッシュフローならびに未払い請求額用の再保険金を含めたブリタニヤの（規制目的上の自己資本を含む）資産で、

譲渡対象シンガポール支店資産（上に列記）、譲渡対象シンガポール支店債務または移転対象シンガポール支店保険契約のみに排他的に関係するすべての文書、ファイル、通信、データその他の記録を含め、ハードコピーと電子形式によるものを問わず、ブリタニヤまたはその第三者サービスプロバイダーの管理下にあるものをすべて含むもの。

「**譲渡対象シンガポール支店事業**」とは、以下の各項を含むブリタニヤ・シンガポール支店の（再）保険事業を指します。

- (a) 譲渡対象シンガポール支店資産、ならびに
- (b) 譲渡対象シンガポール支店債務。

「**譲渡対象シンガポール支店債務**」とは、除外債務を除く以下の各項のすべてを指します。

- (a) 移転対象シンガポール支店保険契約に基づく、もしくは関する、またはそこから生じる、もしくはそれに関係するブリタニヤのすべての債務、
- (b) 移転対象シンガポール支店保険契約に関連する範囲内でそれに関する補償を提供する範囲内に限り、移転対象出再保険に基づく、もしくは関する、またはそこから生じる、もしくはそれに関係するブリタニヤのすべての債務。

「**移転対象シンガポール支店保険契約**」とは、当初発効日もしくは日本支店譲渡日（または両同日）付でブリタニヤが（再）保険者であり、ブリタニヤまたはブリタニヤに代わる者がシンガポールでブリタニヤのシンガポール支店を通して管理する（当初別の支店を通してブリタニヤまたはブリタニヤに代わる者が引受けた（再）保険契約を含みます。）すべての（再）保険契約で、失効した、放棄された、消滅した、または復元されたあらゆる保険契約を含み、移転対象非支店保険契約、移転対象香港支店保険契約、移転対象シンガポール支店保険契約および除外保険契約を除くものを意味します。

「**USMIA**」とは、バミューダで設立された会社で、登記上の事務所を 7 Par-la-Ville Road, Hamilton HM11, Bermuda に置く Universal Shipowners Marine Insurance Association Limited（会社登記番号 2379）を指します。

「**USMIA 再保険**」とは、ブリタニヤ、ブリタニヤヨーロッパおよび USMIA 間で締結され、2021 年 2 月 20 日に発効する再保険契約を除き、USMIA が移転対象保険契約に関係する補償をブリタニヤに提供するすべての再保険契約を指します。また、

「**USMIA 株式**」とは、USMIA の資本中、ブリタニヤ名義で登記された株式を指します。